

第十五号様式 (平26内府令49・全改、平27内府令38・令元内府令2・令2内府令75・一部改正)

【表紙】

【発行登録番号】

【提出書類】

発行登録書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【発行者名】

【代表者の役職氏名】(1)

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

【発行登録の対象とした募集（売出）
内国投資証券に係る投資法人の名称】

【発行登録の対象とした募集（売出）
内国投資証券の形態】(2)

【発行予定期間】(3)

この発行登録書による発行登録の効力発生
予定日（ 年 月 日）から 年を経
過する日（ 年 月 日）まで

【発行予定額又は発行残高の上限】(4)

【安定操作に関する事項】(5)

【縦覧に供する場所】(6)

名称

(所在地)

第一部【証券情報】(7)

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

(1)【投資法人の名称】

(2)【内国投資証券の形態等】

(3)【引受け等の概要】

(4)【振替機関に関する事項】

(5)【手取金の使途】

(6)【その他】

第2【新投資口予約権証券】

(1)【投資法人の名称】

(2)【新投資口予約権証券の形態等】

(3)【新投資口予約権の内容】

(4)【引受け等の概要】

(5)【振替機関に関する事項】

(6)【手取金の使途】

(7)【その他】

第3【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】

(1)【銘柄】

(2)【投資法人債券の形態等】

(3)【引受け等の概要】

(4)【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】

(5)【振替機関に関する事項】

(6)【投資法人の登録年月日及び登録番号】

(7)【手取金の使途】

(8)【その他】

第二部【参照情報】(8)

第1【参照書類】

法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第 期（自 年 月 日 至 年 月 日）
年 月 日関東財務局長に提出

計算期間 第 期（自 年 月 日 至 年 月 日）
年 月 日までに関東財務局長に提出予定

2【半期報告書】

計算期間 第 期中（自 年 月 日 至 年 月 日）
年 月 日関東財務局長に提出

計算期間 第 期中（自 年 月 日 至 年 月 日）
年 月 日までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（ 年 月 日）までに、臨時報告書を 年 月 日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書（上記 の訂正報告書）を 年 月 日に関東財務局長に提出

第2【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

（所在地）

（記載上の注意）

(1) 削除

(2) 発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態

発行登録による募集又は売出しを予定している内国投資証券の形態（法第2条第1項第11号に掲げる投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券（短期投資法人債券を除く。）の別等）を記載すること。

(3) 発行予定期間

a 発行登録による募集又は売出しを予定している期間により1年又は2年と記載すること。

b 発行登録の効力発生予定日には、発行登録書の提出日から、法第27条において準用する法第23条の5第1項において準用する法第8条第3項の規定により当該発行登録者に係る法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されているものとして、関東財務局長が指定した期間を経過する日を記載すること。

(4) 発行予定額又は発行残高の上限

発行登録による募集又は売出しを予定している内国投資証券の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。

なお、「発行残高の上限」を選択した場合であって、発行登録による募集を予定している内国投資証券の形態が投資法人債券（短期投資法人債券を除く。）であるときには、この発行登録書の提出日前に募集により発行された投資法人債のうちこの発行登録書に記載した発行予定期間内に償還が予定される投資法人債の償還期日及び償還額を記載すること。

(5) 安定操作に関する事項

令第20条第1項に規定する安定操作取引を行うことがある場合には、令第21条各号に掲げる事項を記載すること。

(6) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

(7) 証券情報

第二十一号様式第一部に準じて記載すること。ただし、記載事項の全部又は一部の記載を省略することができる。

(8) 参照情報

a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。

b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いず

れの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。

- c 法第27条において準用する法第23条の4第1項の規定により有価証券報告書及び半期報告書（以下cにおいて「有価証券報告書等」という。）と同種の書類の提出期限を記載する場合には、「1 有価証券報告書及びその添付書類」及び「2 半期報告書」において発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。